

令和7年度釧路圏域障害者差別解消支援地域協議会 議事録

日時 令和7年11月28日(金)13:20～17:00
場所 釧路市市民交流プラザさいわい大ホール
出席者 別添「出席者名簿」のとおり

次第

(1) 開会

(2) 講義

テーマ：「社会モデルで考える」ためのレッスン（合理的配慮の理解と活用のために）

講師：大阪公立大学国際基幹教育機構 アクセシビリティセンター

松波 めぐみ特任准教授

(3) 対談

テーマ：「障害者差別解消の法制度の意義と役割」権利擁護と条例づくりの運動を語る
～京都、北海道、そして条例

講師：大阪公立大学国際基幹教育機構 アクセシビリティセンター

松波 めぐみ特任准教授

特定非営利活動法人十勝障がい者支援センター

門屋 充郎理事長

聞き手：特定非営利活動法人地域生活支援ネットワークサロン

日置 真世代表理事

(4) グループワーク

(5) 閉会

議事概要

(1) 講義 「社会モデルで考える」ためのレッスン（合理的配慮の理解と活用のために）

松波特任准教授から資料に基づき説明

・ 駅員の方に車椅子を抱えてもらいながら階段を登っていた友人は、自分たちが行きたい場所に外出することが障がい者の姿を可視化し、人の認識を変えていくと話していた。この事例が示すように、「自分らしく生きる」と「社会を変える」ことは繋がっている。

・ 昔は「お願い」や交渉をたくさんしないとできなかったことが、法律で「義務」になった。

・ 障がいのある人が、生活していく中で制限がある理由は、「個人の機能障害」を理由とする考えから「健常者中心社会がつくるバリア（社会的障壁）」を理由とする考えへと変わった。

・ 古くからある考え方は、「障害の個人モデル・医学モデル」だが、今は「障害の社会モデル」。

・ 障がいのある人に「治す」、「適応する」ことを求めるのではなく、バリアだらけの社会のほうが変わることこそ重要。

・ 自分にとってバリアになっていることがあれば、「それを取り除いてほしい」と堂々と求めることができる。これが合理的配慮である。

・ 障害者権利条約が定めている重要な権利として、「どこで、誰と、どんなふうに暮らすかは自分で決めることができる」（19条）。

・ 「障害者差別解消法」は、①不当な差別的取扱い（ひとことで言うと「差別」）と②「合理的配慮を提供しないこと」（ただし、「過度な負担」がある場合を除く）の2つの差別を禁止している。

・合理的配慮とは、障害のある人が、社会のバリアが原因で、困ること（他の人と同じように参加できないこと）があった時、「こうしてほしい」と意思を表明することをきっかけとして、お互い対話をしながら、社会環境の側を変更・調整する（必要な手立てをとる）こと。

・私たちが住んでいる社会は、「マジョリティ中心」にできていて、マイノリティが不利益を受けやすい。マジョリティ中心の社会の「歪み」をただすための個別調整が「合理的配慮」だともいえる。合理的配慮とはもっと公正な（フェアな、平等な）社会を求める取り組みが結実した概念。

(2) 対談 「障害者差別解消の法制度の意義と役割」 権利擁護と条例づくりの運動を語る ～京都、北海道、そして条例

(障害者自立支援法成立の意義)

【門屋理事長】

・障がい福祉分野において、2006年の障害者自立支援法の成立は、障がいの問題を都道府県から市町村におろした点と障がい福祉に係る経費を義務的経費にしたという点で、戦後最大の制度改正であったといえる。

・障害者自立支援法の成立まで、精神障がい者の担当は、都道府県であり、市町村ではなかったため、精神障がいの人は、自分の生活の場で権利を得ることができない時代がながく続いていた。

・難病の人も対象とした障害者総合支援法のなかで、精神障がいの人は、障害福祉サービスについては、自身が住んでいる市町村でその地域の住民としてサービスを受けられるようになった。

・精神障がいの人達が地域で暮らしていくことを当たり前としていくためには、これまでの入院医療中心の生活から、地域を中心とした生活へと精神医療全体を変えていく必要があるが、精神保健福祉医療の改革ビジョンでは十分ではなかった。

・そのことが、結果として地域での暮らしを送れてはいるが、地域で排除されていたり、分離教育が行われている問題や障がい者同士、障がい者団体同士での対立といった問題となっている。こうした問題を排していく必要がある。

(条例づくり)

【日置代表理事】

・千葉県や京都府では、当事者団体や関係者が、年月をかけて協議し、条例をつくっていった。一方で北海道では、道議員がその必要性を求めるなかでつくられていった。

【松波准教授】

・京都での条例は、議会での採決までに7年を要した。その間、団体同士でネットワークを構築し、事例検討を行いながら条例づくりを進めていたが、厚生労働省からの出向職員であった京都府の担当課長も団体の意見をよく聞いてくれた。

【門屋理事長】

・相談支援専門員の体制ができたのは2006年以降であるが、北海道では、2004年から事前に自立支援法の成立を見越してコーディネーターを配置し、市町村の相談支援体制づくりの支援をはじめ、ケアマネジメント従事者(相談支援専門員)の研修体制の準備を始めていた。そのコーディネーター等の人材確保として条例の第27条第1項に位置づけたのが、今の地域づくりコーディネーター等の支援員制度であった。

- ・北海道の条例づくり、自立支援法体制、相談支援体制づくりなどを先駆的に行えたのは、厚生労働省からの出向職員であった課長・局長の存在が大きかった。

【日置代表理事】

・北海道の条例は、障がいのある人が暮らしやすいのであれば、他の人にとっても暮らしやすい地域であるとの考えのもとつくられている。北海道には、様々な課題があることから、地域の課題を地域の皆さんと一緒に考えていける支援員が条例に位置づけられており、それが特徴の1つとなっている。

(地域づくり委員会・自立支援協議会)

【日置代表理事】

- ・北海道には条例に基づき、障がいのある人達が「おかしい」と感じた時にその内容を検討し、場合によっては、対応改善を企業等に申し入れを行う地域づくり委員会が設置されている。
- ・しかしながら、委員会が出来てから申し立ての件数が少なく形骸化しているのが現状である。何か活性化する方法はないか。

【松波准教授】

・委員会を知らないと申し立ても出来ない。障がいのある人がこういうことは我慢しなくていいということを知らせていく必要があるし、まわりもそれを知っておく必要がある。

【門屋理事長】

- ・地域づくり委員会という仕組みがあることを宣伝して、申し立てとまでいかななくても、希望を伝えていくだけでも良い。
- ・地域づくり委員会での事例として、車椅子の重度の障がい者が遠軽から無人駅である相内駅の近くの事業所利用をするにはどうしたら良いかを検討し、J Rとも協議をした事例がある。こうした事例を共有し、積み重ねていくことが重要。

【日置代表理事】

・本人は、身体は不自由であるが、母親の力を借りずに自身の力で通学したいと自身の思いを話せる方であった。まわりの人から見ると送迎をしてもらう方が良いと感じるかもしれないが、本人の話聞いた時に、本人の思いこそが大切であると感じた。

【松波准教授】

・障がい者は、家族が支援するものと見られると、社会がさぼってしまうことになる。そして、バリアがいつまでも残ってしまい、自立したいという本人の思いをくじいてしまう。本人が意思を表明して、まわりの人動いてもらうことが大事。

【門屋理事長】

- ・障がい者だからという理由で配慮することが、善意の差別になってしまうこともある。専門職や行政、業界に関わる人達はそうならないように注意をしていくべき。
- ・本人がやりたいことをやっていけるのが望ましい。地域づくり委員会も単純に本人の希望を言う場となれば良い。

【日置代表理事】

- ・ 条例だけではなく市町村にある自立支援協議会も困りごとが持ち込まれることは少なく、本人部会や当事者が入る余地がない。
- ・ こどもの頃から自分の伝えたいことを伝えられる場がないと、言いたいことを言えなくなってしまう。

【松波准教授】

- ・ 大阪府吹田市では、障がい者差別解消支援専門部会に本人部会があり、本人と一緒に本人のやりたいことを話し合う場があった。本人部会はやった方が良いと思う。
- ・ 学校で言いたいことを言うことが難しければ、学校以外でも構わないので、言いたいことを言っていくよう伝えていくのが大事。

(まとめ)

【門屋理事長】

- ・ 2006年の障害者自立支援法で障がいを分けずに市町村に一元化し、市町村がサービスを支給する主体となったが、この一元化という言葉が非常に重要。
- ・ これまで歴史的に障がいの特性によって体制がつくられてきており、精神保健の領域でいえば精神科病院は1950年から未だに残っている。
- ・ 障害者権利条約の取組状況のなかで、精神障がい者の強制入院廃止が求められたが、この廃止に向けて、日弁連ではロードマップを作り取り組んでいる。
- ・ 精神領域は、いまや大きなものになっており、これからもメンタルヘルスの問題は増えていく。
- ・ 市町村領域でいえば、もともと健康推進・保健の領域の問題として対応する必要のあった精神障がいの業務を市町村では障がい福祉課が担当することとなり、結果として健康推進と保健分野が弱くなった。
- ・ この点の改善が必要であり、公務員が就くことのできる精神保健福祉相談員の資格を短時間で取得できるようにしているが、市町村レベルでそうした取り組みが進まない。行政で考えていくべき課題であると感じる。

【日置代表理事】

- ・ 色々な立場の人たちが、お互いに知らないことを教え合うことで学んでいき、繋がっていくことで障がい者に限定した問題だけではなく、私たちが暮らしている社会の問題であると思っていくのが良い。
- ・ 今、社会が全体的に窮屈になっていたり、余裕がなくなっているから、許容するということが難しくなっていると感じるが、人権教育という点から、福祉関係者に向けてメッセージはありますか。

【松波准教授】

- ・ 福祉分野に関係する人も、障がいのある人の福祉だけを考えるのではなく、他の人権にも興味を持ってもらうことで、共通性がわかり社会全体が生きやすくなる。
- ・ 外国人や性的マイノリティに対する扱いや偏見等により追い詰められる人もいる。
- ・ 人権を学ぶことで、自分のことを大切にし、自分はどう生きても良いし、助けを求めても良いと

考えられるようにしていきたい。

(3) グループワーク

(グループワーク概要)

- ・ 1グループあたり4人から5人、4グループでグループワークを実施
- ・ 次の事例について、解決策をグループごとに協議

(グループワーク検討事例)

- ・ 知的障がいのある30代の女性。
- ・ 親は健在であるが、マンションで1人暮らしを始めた。
- ・ 1人暮らしを始めて1年頃、早朝や不本意なことがあると大声を出すため、不安や迷惑と感じる住民から、マンションの管理人に対して迷惑だから引っ越して欲しいという苦情があった。
- ・ 本人はこのマンションを気に入っており、この先も住み続けたいと思っている。

(グループから出た主な意見)

- ・ こどもでも大きい声を出すことはある。住民の方に本人が大きい声をだすということを知ってもらったり、親の話を聞くことで、住民の方も相手の顔が見えるようになり、「お互い様」と感じたり、自分達でできることはないかを考えるのではないか。
- ・ 大声が出るのをすぐに改めるのは難しい。スロープを設置するのに補助金が出るように、防音対策にも補助金がでるとよい。
- ・ グループワークの事例と同様に大声を出す事例を支援したことがある。

(講師による講評)

- ・ 今回の事例は、実際の事例をモデルとした架空の事例である。
- ・ 本人の特性について、住民の方と積極的な話し合いは行わなかったが、日常の交流のなかでお互いを理解する機会を増やすことで、現在も住み続けることが出来ている。
- ・ 1番良くないのは、本人の意思を確認することなく、隔離してしまうこと。
- ・ 問題があるからといって、その問題をやめさせようとする余計にストレスがたまり解決に繋がらなかったりする。
- ・ 本人に問題をやめさせるのではなく、本人のストレスを下げるとか不安をさげるためのサポートをしていくのが合理的配慮。
- ・ 自己表現の機会があるとストレスが軽減されたり、落ち着いたりするが、そういう場が障がいのある人達は障がいのない人から比べると少ない。
- ・ 障がいのある人たちの発信を私たちが受け止めていく機会は少ないので、本人が利用できる資源をどう広げていくか。今ある制度だけでは十分ではないので、色々な人たちの知恵やアイデアを繋げていく必要がある。